

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

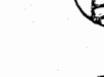
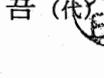
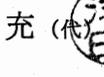
原告 原田 学ほか52名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁: 関東地方整備局長)

準備書面 (2)

平成19年3月28日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

被告国指定代理人	鈴	木	秀	雄 
	川	島	喜	弘 
	曾	我	高	佳 
	浮	田	信	治 
	宇	野	善	昌 (代) 
	原	田	修	吾 (代) 
	二	井	俊	充 (代) 
	石	田	康	典 (代) 

被告国は、本準備書面において、本件訴えのうち、原告青木らの訴えについて本案前の答弁をするとともに、原告らの平成19年1月29日付け準備書面（以下「原告ら準備書面（1）」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 原告青木らの訴えに対する本案前の答弁

1 本件訴えのうち、原告A. M, 同O. Y, 同K. K, 同S. S, 同S. K, 同T. K, 同Y. C, 同Y. M及び同W. Rの訴えをいずれも却下する。

2 本件訴えに係る訴訟費用のうち、原告A. M, 同O. Y, 同K. K, 同S. S, 同S. K, 同T. K, 同Y. C, 同Y. M及び同W. Rと被告国との間に生じた部分は、上記原告らの負担とする。

## 第2 本案前の申立ての理由

本件訴えの原告適格については既に答弁書第2（3ないし6ページ）において詳述したとおりであって、最高裁平成17年大法廷判決の判示内容に照らして考えると、本件鉄道事業における東京都環境影響評価条例（平成14年東京都条例第127号による改正前のもの。）の関係地域（以下「関係地域」という。）は、被告国の答弁書別紙図面（乙第1号証・環境影響評価書201ないし203ページ）のとおりであるから、関係地域内に居住していない原告らについて、本件訴えの原告適格を認めることはできない。

そして、原告A. M, 同O. Y, 同K. K, 同S. S, 同S. K, 原告T. K, 同Y. C, 同Y. M及び同W. Rについては、原告ら提出の各証拠資料（甲第24, 27, 28, 29, 32, 33, 34号証）によっても、同人らが関係地域内に居住しているとは認め難いから、少なくともこれらの原告らに本件訴えに係る原告適格を認めることはできない。

### 第3 原告ら準備書面(1)「第2 本件被害の特徴」及び「第3 被告国の本案前の答弁について」に対する反論

#### 1 原告らの主張

原告らは、「本件訴訟において、原告らが差止め、取消を求める補助54号線及び区画街路10号線(本件都市計画道路)は、住宅街及び商業地を貫く新設の道路である。また、本件都市計画道路は、連続立体交差事業を契機として、鉄道事業と一体として行われるものであり、これによる被害は、他の公共事業と比較しても、被害の規模、深刻さ、総合性において、類を見ないものである」(原告ら準備書面(1)3ページ)などと主張する。

そして、原告らは、具体的な被侵害利益として、道路の建設による大気汚染、騒音、振動等の健康被害を掲げるほか(原告ら準備書面(1)3,4ページ)、文化的利益なるものを掲げ、「文化を含む生活環境の被害は、健康の被害に勝るとも劣らない重要なものである」(原告ら準備書面(1)7ページ)とし、「生活環境の被害を考慮するにあたっては、その地域の生活、文化の実態を十分に考慮することを当然の前提として、住民だけでなく、在勤者及び同地域に深く関与する人について、広く原告適格が認められるべきである。また、文化的な財産には、個人だけでなく、法人も寄与している場合が多々あることからすれば、個人だけではなく、法人にも原告適格が認められる場合がある筈である」(原告ら準備書面(1)7ページ)などと主張する。

さらに、原告らは、財産的な被害として、「公共事業によって、立ち退きを迫られる者、自己の所有する不動産等が失われる者に財産的な損害が生じることは、憲法29条(財産権)を持ち出すまでもなく明らかである。また、不動産等の権利を侵害されるという観点からすれば、法人も被害者になりうることもまた当然である。」(原告ら準備書面(1)8ページ)などとも主張し、被告国が答弁書第1の1(1)(2ページ)のとおり、原告適格を否定した原告O.Sら13名及び原告有限会社ロフト(以下「原告O.Sら」ともいう。)について、い

ずれも上記諸点から、原告適格を認めるべきであるなどとする論難する（同10ないし15ページ）。

## 2 被告国の反論

### (1) 原告らの健康被害について

- ア 原告らが主張する健康被害の点についてみると、被告国の平成19年1月29日付け準備書面(1)(以下「被告国準備書面(1)」という。)第4の1(2)(13ページ)で述べたとおり、そもそも本件鉄道事業は別件道路事業とは全く別個のものであるから、別件道路事業による健康被害が直ちに本件鉄道事業における具体的な権利侵害として観念される関係にあるものではない。したがって、この限りにおいて、原告らの上記主張は失当である。
- イ 上記の点をおくとしても、原告O. Sら13名に関する原告らの主張は、本件鉄道事業による健康被害について漠然かつ抽象的に主張するにとどまるものであって、何ら権利侵害の具体的危険に言及されていない。そうすると、上記原告らについては、最高裁平成17年大法廷判決が判示する「当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある」ような関係を認めることはできない。また、答弁書第2の6(6ページ)で述べたとおり、原告有限会社ロフトは、法人であって、そもそも本件鉄道事業の実施により騒音、振動等による健康又は生活環境に直接被害を受ける者ではない。

したがって、以上の点からしても、原告らの上記主張は失当である。

### (2) 下北沢の文化を含む生活環境について

- ア 次に、原告らが主張するところの文化を含む生活環境ないし文化的利益なる点についてみると、原告らの立証主張は、結局のところ、下北沢の住民一般が有する地位を主張するものにすぎず、個別の原告らが有する具体的な法的利益を主張するものとはいえないというべきである。したがって、この限りにおいて、法的利益の侵害の主張としては失当である。

イ なお、原告らが上記利益の根拠として引用する東京高等裁判所昭和48年7月13日判決（訟務月報19巻13号71ページ）は、日光国立公園の入口付近の太郎杉と呼ばれる老樹を含む巨杉群のそそり立つ土地を、国道の拡張のために土地収用することの適否が争われた事案において、係争地域が国立公園のエッセンスともいふべき特別保護地区に属しており、巨杉群が特別史跡・特別天然記念物として指定されているなどの特別な事情が認められることを踏まえて、土地収用法20条3号所定の要件該当性における建設大臣の裁量判断の合法性を検討するに当たり、かかる文化的諸価値を考慮する必要性を判示したものである。したがって、同判決は、原告らが主張するところの文化的利益が個別的ないし具体的な被侵害利益として認められる旨を判示したのではなく、いわんや原告ら主張の原告適格を認める論拠となるものでもない。したがって、上記判決を本件に引用することは誤りである。

### (3) 原告らの財産的被害について

ア さらに、原告らが主張する財産的な被害の点についてみると、被告国の答弁書第2の4（4ページ）で述べたとおり、本件の原告らの中に、本件鉄道事業地内の不動産につき権利を有する者は存しない。したがって、この限りにおいて、原告らの当該主張は失当である。

イ また、この点をおくとしても、原告らの当該主張は、原告らは、漠然かつ抽象的なものであって、本件鉄道事業による財産権侵害の具体的危険には何ら言及されていない。したがって、この点からしても、原告の当該主張が失当であることは明らかである。